

## 柏原市感染防止認証店支援金交付要綱

### (目的)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に向け、市内の事業者が感染防止対策の徹底を図り、事業を行うことが求められています。そのため、大阪府感染防止認証ゴールドステッカー認証制度実施要綱に基づき、感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む事業者を支援するため、柏原市感染防止認証店支援金を交付するもの。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者となる者は、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。）が営み、下記の要件にすべて該当する者。

(1) 柏原市内に事業所または店舗等がある者。

(2) 大阪府感染防止認証ゴールドステッカー認証制度実施要綱に伴い、発行されたステッカーを店舗等の目立つところに掲示している者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には支援金の交付はしないものとする。

(1) 市税を滞納している者。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りはでない。

(2) 次のいずれかに該当する者。

ア 暴力団（柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（条例第2条第7号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団密接関係者（条例第2条第8号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

エ 営業に関して必要な許可等を取得していない者

オ 支援金申請日時点で廃業している者

カ 公共法人、政治団体、認可地縁団体及び宗教上の組織若しくは団体

キ その他市長が適切でないと認める者

### (支援金の額等)

第3条 交付対象者に交付する支援金の額及び回数は、1事業者あたり5万円とし、1回を限度とする。

### (支援金の交付申請等)

第4条 交付対象者は、市長に対し、柏原市感染防止認証店支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下、「申請書」という）により支援金の交付申請及び請求をすることができる。

2 支援金の申請は、令和4年3月31日までに申請書により行わなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 大阪府感染防止認証ゴールドステッカーの掲示が確認できる写真
- (2) 市内に主たる事業所を有することを証する書類の写し
- (3) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳等の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

（交付の決定等）

第5条 市長は、支援金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その交付の可否を決定し、柏原市感染防止認証店支援金交付決定通知書（様式第3号）または、柏原市感染防止認証店支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をするにあたり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 帳簿書類等の報告および検査を求められた場合は協力すること。
- (2) この要綱を遵守すること。

（支援金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を行った場合には、すみやかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により支援金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他、市長が不適正と認めたとき。

2 市長は前項の規定により交付決定の取り消しを行ったときは、その旨を柏原市感染防止認証店支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、第7条の規定による交付決定の取り消しが行われ、すでに支援金を交付している場合は、柏原市感染防止認証店支援金返還命令書（様式第6号）により、交付対象者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から実施する。